

「滋賀県歯科保健計画」の改定について

1. 趣旨

滋賀県では、健康でいきいきとした生活を送るために、「食べる」「話す」等の機能を果たす口腔の健康が重要であるとして、平成 6 年から歯科保健に関する推進計画を策定し、市町、教育、歯科関係団体等の協働により総合的な歯科保健対策を進めてきた。

平成 29 年度に現行計画が終期を迎えることをうけ、歯科口腔保健推進法（平成 23 年 8 月施行）、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成 24 年 7 月告示）、歯科口腔保健をとりまく社会環境の変化等を踏まえた見直しを行い、次期計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

歯科口腔保健推進法第 13 条の規定に基づき県が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」

3. 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の 6 年間とする。

4. スケジュール

平成 29 年 8 月	生涯歯科保健推進協議会 (計画改定のポイントについて意見聴取) 作業部会（乳幼児・学齢期、障害者（児）分野）
9 月	作業部会（成人期、高齢期分野）
10 月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案） 生涯歯科保健推進協議会 (計画素案について意見聴取)
12 月	厚生・産業常任委員会に報告（素案）
12 月～平成 30 年 1 月	県民政策コメント・各市町へ意見照会
平成 30 年 2 月	生涯歯科保健推進協議会 (計画推進に向けた意見照会)
3 月	厚生・産業常任委員会に報告（案） 計画策定

「滋賀県歯科保健計画」の骨子案



基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～心身ともに健やかで、歯つらつと、心豊かな生活ができる社会～

第1章 計画の改定について

1. 計画改定の趣旨
2. 計画の位置づけと役割
3. 計画の期間 H30年度～H35年度
(2018年度～2023年度)

改定のポイント(新たな視点)

- ・ 歯科口腔保健と健康寿命延伸
- ・ 健康格差対策
- ・ 地域包括ケア
- ・ 誤嚥性肺炎予防

第2章 基本的な方針

【4つの基本方針】

1. 歯科疾患の予防の推進
2. 乳幼児期から高齢期まで、それぞれの特性に応じた施策の推進
3. 関係機関の連携による取組の推進
4. 個人の取組と社会全体の取組の推進

第4章 計画の推進体制

【それぞれの役割】

県民、県、健康福祉事務所、口腔保健支援センター、市町、歯科医師会、歯科衛生士会、医師会、薬剤師会、栄養士会、健康推進員団体連絡会、滋賀労働局・労働基準監督署、県教育委員会

【関係機関への情報の提供】

- ・ 滋賀県歯科保健資料集県ホームページ
- ・ 各団体ホームページ、各団体広報誌等

第3章 施策の展開

ライフステージに応じた取組

【乳幼児・学齢期】

- ・ むし歯予防の推進
- ・ 歯肉炎予防の推進
- ・ 地域格差対策

【成人期】

- ・ 6024達成の推進
- ・ 歯周病予防の推進
- ・ 定期的な歯科健診の推進

【高齢期】

- ・ 8020達成の推進
- ・ 口腔機能の維持・向上
- ・ 在宅歯科医療の推進

<現状と課題>

- 3歳児でむし歯のない人の割合 80.5%(H27)
- 12歳児でむし歯のない人の割合の圏域差 1.25倍(H28)
- 20歳代で歯ぐきから血がでる人の割合 37.0%(H28)
- 8020達成者の割合 39.3%(H27)
- 訪問歯科診療実施率 21.3%(H28)

支援強化が必要な取組

【障害者(児)への支援】

- ・ 歯科保健サービスを受ける機会の確保
- ・ 地域包括ケアシステムの整備推進

【児童虐待への歯科からの支援】

- ・ 虐待発見時に適切な対応ができる歯科専門職
- ・ 歯科専門職の要対協への参加

【災害時における対応】

- ・ 関係団体の役割確認
- ・ 関係団体間の連携体制の構築

<現状と課題>

- 障害者通所事業所における歯科健診実施率 41.0%(H28)
- 障害者入所施設における歯科健診実施率 86.4%(H28)
- 虐待発見時の対応に関する研修会開催数 1回(H25～28)
- 要保護児童対策協議会に歯科医師を構成員とする市町 5市町(H28)

実施

第5章 計画の評価

【3つの評価視点】

1. 歯科疾患の予防の強化
2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上
3. 歯科口腔保健を推進するために必要な環境の整備

【滋賀県生涯歯科保健推進協議会】
毎年、進捗状況を管理

【滋賀県歯科保健実態調査】
目標値に関するデータ収集等

・ 評価
・ 目標の再設定